

船舶事故調査報告書

平成29年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月29日 13時40分ごろ
発生場所	熊本県天草市 ^{あまくさ} 栖本漁港南南東方沖 栖本港1号防波堤灯台から真方位155° 1,950m付近 (概位 北緯32° 23.6′ 東経130° 16.9′)
事故の概要	遊漁船 ^{くれない} 紅丸は、東北東進中、また、プレジャーボート ^{しょうけい} 第3松恵丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第3松恵丸は、船長が負傷し、右舷船首部手すりの曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 紅丸、2.6トン 293-37711熊本、個人所有 8.65m (Lr) × 2.27m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、95.60kW、昭和60年3月 B プレジャーボート 第3松恵丸、1.2トン 293-36634熊本、個人所有 5.42m (Lr) × 2.04m × 1.03m、FRP ディーゼル機関、36.05kW、平成15年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年9月24日 免許証交付日 平成25年9月10日 (平成30年9月23日まで有効) B 船長B 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月9日 免許証交付日 平成25年4月16日 (平成31年3月8日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A なし B 右舷船首部外板に擦過傷、右舷船首部手すりに曲損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、船長Aが操舵区画右舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約10ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により、係留場所の天草市宮田漁港の船だまりに向けて天草上島南西方沖を北東進した。</p> <p>A船は、船長Aが、栖本漁港南方沖で右転して宮田漁港方向に向く針路に定め、船首方を見たところ、前方に他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、栖本漁港南南東方沖を東北東進中、目の前にB船を認め、右舵一杯として機関を中立運転としたものの、平成28年10月29日13時40分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船長Bが倒れているのを認め、B船に移乗して船長Bに声を掛けたところ腰の痛みを訴えたので、118番通報を行い、近くにいた僚船に釣り客4人を移乗させた後、B船に伴走して栖本漁港に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、栖本漁港南南東方沖の釣り場で船首を東方に向け、錨泊して釣りを行った後、係留場所である同漁港の船だまりに帰ることとした。</p> <p>船長Bは、揚錨を終えた後、前部甲板で船室出入口の扉を開け、船尾方を向き、膝をついた姿勢で釣り竿の収納を終えて同扉を閉めたところ、右舷船尾方50m付近にB船に向けて接近するA船を認めた。</p> <p>B船は、船長Bが、すぐに立ち上がって手を振りながら大声で注意を促したものの、A船が向かって来るので、船首部に移動して引き続き手を振りながら大声で注意を促したが、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で身体を右舷側に振られた際、A船の船首部が腹部等に当たって跳ねられ、B船の右舷側の通路に倒れ込み、頭等を打って気を失った。</p> <p>船長Bは、船長Aの通報を受けて海上保安庁が手配した救急車により病院に搬送され、腰背部打撲と診断され、約2か月半入院した。</p> <p>B船は、船長Bの知り合いにより栖本漁港に係留された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、8kn以上の速力で航行すると船首が浮上し、操縦席に腰を掛けた姿勢では正船首方から右に約8°左に約18°の範囲で死角が生じた。</p> <p>船長Aは、ふだん船首を左右に振ったり、操縦席から立ち上がって移動したりして死角を補う見張りを行っていたものの、本事故当時</p>

	<p>は、針路を定めた際、前方に他船を見掛けなかったので、前路に他船はいないものと思い、操縦席に腰を掛けた状態で見張りを行っていた。</p> <p>A船の釣り客は、2人が前部甲板の床に座り、1人が船室で横になり、1人が操舵区画左舷船尾に腰を掛けており、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、B船の船室出入口の扉が上方に開ける構造となっており、同扉を開けると船尾方が見えなかったが、揚錨を開始した際、周囲に他船を見掛けず、また、B船が陸岸に近い場所に漂泊していたので、B船に接近して来る船はいないものと思い、釣り竿の片付けを行った。</p> <p>船長Bは、笛を舵輪の横及び船室に1個ずつ備えていたが、気付いたときにはA船が至近に迫っており、笛を取りに行く余裕がなかった。</p> <p>(写真1 B船の状況 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、栖本漁港南南東方沖を東北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付いて右舵一杯を取ったものの、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、栖本漁港南方沖で宮田漁港方向に向く針路に定めて船首方を見たところ、前方に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、栖本漁港南南東方沖で漂泊中、船長Bが、B船に接近して来る船はいないものと思い、釣り竿の片付けを行っていて周囲の見張りを行っていなかったことから、A船の接近に気付くのが遅れ、立ち上がって手を振りながら大声で注意を促したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、揚錨を開始した際、周囲に他船を見掛けず、また、B船が陸岸に近い場所に漂泊していたことから、B船に接近して来る船はいないと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、栖本漁港南南東方沖において、A船が東北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが、B船に接近して来る船はいないものと思い、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

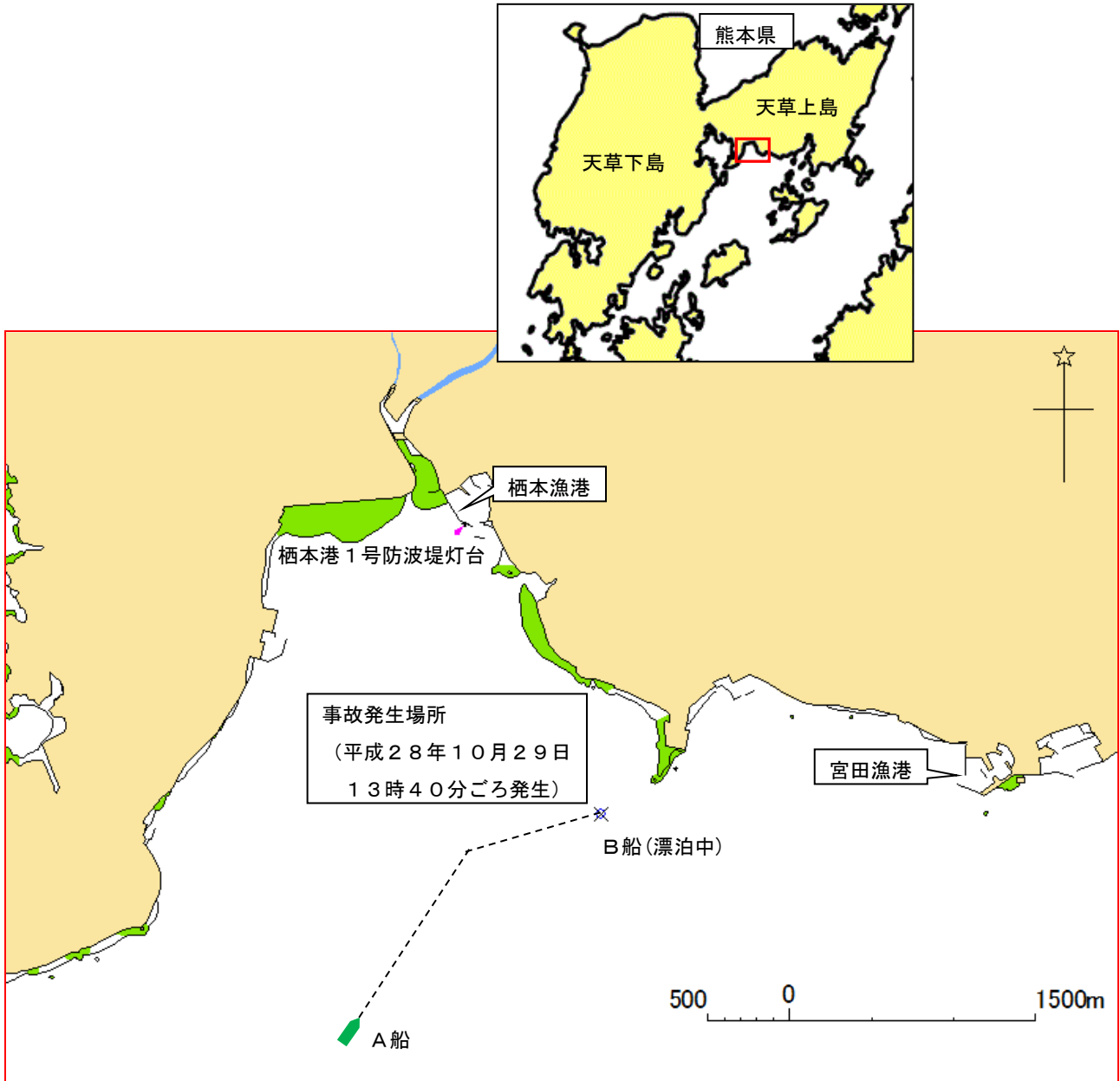


写真1 B船の状況

